

景觀形成基準

景観形成基準

		崖線緑地 エリア	上流 エリア	中流 エリア	下流 エリア
土地の区画形質 土地利用	・造成は必要最小限とし、既存の地形および景観を著しく変更しないようにすること。	●	●	●	●
	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	●	●	●	●
石積み・樹木	・周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないものとすること。	●	●	●	●
	・樹種や樹齢などの価値を調査し、価値が高いと認められる樹木は伐採しないこと。	●	●	●	●
	・面積500m <sup>2</sup> 以上の皆伐でないこと。（ただし病害虫の防除や防災、スギ林の広葉樹林化等のために行われる伐採は除く）	●			
	・面積500m <sup>2</sup> 以下で皆伐を行う場合には、伐採後、周辺の自然植生を調査した上で、適切な樹種、密度で植樹を行うこと。	●			
	・単木折伐法による伐採の場合には、景観形成上重要と認められる大径の高木については極力残存させること。	●			
	・利用施設周辺等において、眺望や日照を確保するための樹木の伐採は必要最小限とすること。	●			
屋外における土砂等 の堆積	・長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行なわないこと。	●	●	●	●
	・堆積を行う場合、道路などの公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置で行うこと。	●	●	●	●
	・敷地周辺の緑化を行うなど、周囲の道路からの遮へい措置に努めること。	●	●	●	●
自動販売機	・周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意匠とすること。	●	●	●	●
	・地色（主要な下地の色）はダークブラウン（10YR2.0/1.0）を基本とすること。	●	●		
カヌー等に関連する 仮設構造物	・カヌー等の露出を極力抑え、樹林の陰など道路や散策路等からできるだけ見えない場所に設置すること。	●			
	・面積は15m <sup>2</sup> 以下すること。	●			
	・彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	●			